

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律			法令の番号	昭和32年法律第185号				
手続名	協業組合の事業転換の認可			根拠条項	第5条の7第2項				
審査基準	<p>第5条の7第2項の規定による協業組合の事業転換の認可に係る審査基準は、「協業組合制度の運用について（昭和42年10月13日付け42企庁第1420号）」二、「協業組合の設立等認可関係事務の取扱いについて（昭和42年10月13日付け42企庁第1428号）」及び設立認可等事務処理要領二並びに「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の運用について（平成3年6月12日付け3企庁第1325号）」4のとおりとする。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間 標準経由期間	30日 日	目次 NO

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号						
手続名	協業組合の設立の認可	根拠条項	第5条の17第1項						
審査基準	<p>第5条の17第1項の規定による協業組合の設立の認可に係る審査基準は、「協業組合制度の運用について（昭和42年10月13日付け42企庁第1420号）」一、「協業組合の設立等認可関係事務の取扱について（昭和42年10月13日付け42企庁第1428号）」一及び設立認可等事務処理要領二のとおりとする。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号						
手続名	協業組合の組合員による総会招集の承認	根拠条項	第5条の23第3項						
審査基準	<p>第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づく協業組合の組合員による総会招集の承認に係る審査基準は、第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第47条第2項に規定する要件が形式的及び内容的に満たされているか否かにより判断するものとする。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号						
手続名	協業組合の定款の変更の認可	根拠条項	第5条の23第3項						
審査基準	<p>第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定による協業組合の定款の変更の認可に係る審査基準については、第5条の17第1項の規定による協業組合の設立認可に係る審査基準を準用する。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号
手続名	協業組合の合併の認可	根拠条項	第5条の23第4項
審査基準	<p>第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第63条第3項の規定による協業組合の合併の認可に係る審査基準については、第5条の17第1項の規定による協業組合の設立の認可に係る審査基準を準用する。</p>		
受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課
交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日
		標準経由期間	日
		目次NO	35

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号
手続名	商工組合の特別の地区の承認	根拠条項	第9条
審査基準	<p>第9条の規定による商工組合の特別の地区の承認に係る審査基準は、中小企業団体の組織に関する法律施行令第1条の2の要件が形式的及び内容的に満たされているか否か、又は、その他特殊な事情がある場合は、必要な資料等に基づき個別に判断するものとする。</p>		
	受付機関 産業政策課	処理機関 産業政策課	交付機関 産業政策課
		標準処理期間	60日
		標準経由期間	日
		目次	36
		NO	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号						
手続名	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	根拠条項	第17条の2第1項						
審査基準	<p>第17条の2第1項の規定による商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可に係る審査基準は、「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第106号）の施行に伴う中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の運用について（平成10年2月1日付け平成10・01・19企庁第3号）」のとおりとする。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号						
手続名	商工組合連合会の会員である商工組合及びその組合員又は会員である商工組合連合会並びにその会員である商工組合及びその組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	根拠条項	第33条						
審査基準	<p>第33条において準用する第17条の2第1項の規定による商工組合連合会の会員である商工組合及びその組合員又は会員である商工組合連合会並びにその会員である商工組合及びその組合員以外の者の事業の利用の特例の認可に係る審査基準については、第17条の2第1項に規定する商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可に係る審査基準を準用する。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号						
手続名	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	根拠条項	第42条第1項						
審査基準	<p>第42条第1項の規定による商工組合及び商工組合連合会の設立の認可に係る審査基準は、「商工組合制度の運用について（昭和37年7月31日付け37企庁第918号）」1及び2並びに「商店街組合の設立及び運用について（昭和37年10月6日付け37企庁第1100号）」のとおりとする。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	60日	目次
						標準経由期間	日	NO	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号		
手続名	商工組合及び商工組合連合会の組合員による総会招集の承認	根拠条項	第47条第2項		
審査基準	<p>第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づく商工組合及び商工組合連合会の組合員による総会招集の承認に係る審査基準については、第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づく協業組合の組合員による総会招集の承認に係る審査基準を準用する。</p>				
	受付機関 産業政策課	処理機関 産業政策課	交付機関 産業政策課	標準処理期間 30日	目次 NO
			標準経由期間 日		

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号						
手続名	商工組合及び商工組合連合会の定款の変更の認可	根拠条項	第47条第2項						
審査基準	<p>第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定による商工組合及び商工組合連合会の定款の変更の認可に係る審査基準については、第42条第1項の規定による商工組合及び商工組合連合会の設立の認可に係る審査基準を準用する。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号						
手続名	商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	根拠条項	第47条第3項						
審査基準	<p>第47条第3項において準用する中小企業等協同組合法第63条第3項の規定による商工組合及び商工組合連合会の合併の認可に係る審査基準については、第42条第1項の規定による商工組合及び商工組合連合会の設立の認可に係る審査基準を準用する。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号
手続名	事業協同組合等から協業組合への組織変更の認可	根拠条項	第95条第4項
審査基準	第95条第4項の規定による事業協同組合等から協業組合への組織変更の認可に係る審査基準については、第5条の17第1項の規定による協業組合の設立の認可に係る審査基準を準用する。		
受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課
交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日
		標準経由期間	日
		目次NO	43

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号						
手続名	商工組合から事業協同組合への組織変更の認可	根拠条項	第96条第5項						
審査基準	<p>第96条第5項の規定による商工組合から事業協同組合への組織変更の認可に係る審査基準は、「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う組合に対する認可制度の取扱いについて（昭和30年8月25日付け30企庁第3961号）」1の（2）、「中小企業等協同組合法に基く認可の申請手続その他の事業に関する指導等について（昭和30年8月25日付け30企庁第3962号）」1及び設立認可事務処理要領2の（2）から（4）まで、「事業協同小組合の設立指導について（昭和33年7月30日付け33企庁第5468号）」1から5まで、「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う運用について（昭和55年9月2日付け55企庁第1324号）」Iの1から3まで、「異業種組合の設立・運営指導について（昭和58年8月27日付け58企庁第1194号）」1並びに「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う運用について（昭和59年9月27日付け59企庁第1451号）」I及びIIのとおりとする。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号
手続名	事業協同組合から商工組合への組織変更の認可	根拠条項	第97条第2項
審査基準	<p>第97条第2項において準用する第96条第5項の規定による事業協同組合から商工組合への組織変更の認可に係る審査基準については、第42条第1項の規定による商工組合及び商工組合連合会の設立の認可に係る審査基準を準用する。</p>		
受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課
		交付機関	産業政策課
		標準処理期間	30日
		標準経由期間	日
		目次NO	45

